

浦添市公告第 125 号

令和 6 年度浦添市違反広告物除去業務委託契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、浦添市契約規則第 32 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 12 日

浦添市長 松本 哲 治



随 意 契 約 の 事 前 公 表

1 契 約 件 名	令和 6 年度浦添市違反広告物除去業務委託
2 契 約 内 容	市内における浦添市屋外広告物条例（令和 4 年 7 月 1 日施行）に違反する広告物のうち、はり紙、はり札、立看板、旗・のぼり及び簡易な広告板の除去等を年間 20 回実施する。
3 契約の相手方の 決定方法	選定基準をすべて満たした団体と契約を締結する。
4 選 定 基 準	(1)地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。 (2)本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 (3)本市と契約実績があり、当該履行状況が良好であること。 (4)臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
5 申 請 方 法	見積書提出による。
6 契 約 担 当 課	美らまち推進課 電話番号 098-876-1243